

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、カレン州パアン地区の計 8 校を、インクルーシブ教育を促進するための拠点校と位置づけ、幼稚園から中学校学齢期の障がい児を含む子どもの教育を支援する。当会は、地域において教育を支える体制を構築し、障がい児が教育の機会を受けるための環境整備および障がい児・不就学児の就学促進に取り組む。さらに、本事業の取り組みが広くミャンマー国内で活用されるよう、カレン州に加え、首都ネピドーやヤンゴンで教育に関わる関係者へも働きかける。 The aim of this project is to promote and support inclusive education in Kayin State. AAR Japan will establish a support network and improve the environment for basic education for children with disabilities and out-of-school children. The outcome of this project will be shared with education related multi-stakeholders in Myanmar.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) ミャンマーにおける障がい児を含む子どもを取りまく環境 ミャンマー政府が 2014 年に実施した国勢調査によると、ミャンマーの子どもの人口は約 1,720 万人、その内、障がい児数は約 23.2 万人（子ども人口のおよそ約 1.3%）とされている。同国は 1991 年に「子どもの権利条約」、2011 年に「障害者権利条約」へ加入している。また、「国家教育法（2014 年施行）」において「すべての市民が教育を受ける権利を有していること」が謳われ、「障がい者権利法（2015 年施行）」においても「すべての障がい児が幼児教育から生涯教育を受ける権利」および「他の子どもと平等に、地域の政府公立学校で無償義務教育を受ける権利」が謳われている。 障がい児を含む子どもへの教育の現状については、2016 年に同国教育省の「国家教育戦略計画 2016-2021」において、「教育へのアクセス・質・包含」が主要な課題のひとつであり、「子どもの学校へのアクセス向上」、「教育の継続・修了状況の改善」、「中学・高校への進学率の向上」、「地方や農村部の生徒が小・中学校へ入学可能となるための一層の努力」、「障がい児が就学するための追加支援」が施策に盛り込まれている。 一方、障がい児の教育・生活状況については、2016 年に国連児童基金 (UNICEF) が発表した調査報告書において、障がい児が教育の機会を得るためには多くの障壁があると報告されている。具体的には、教育関係者、地域住民、障がい児の保護者による障がいに対する理解不足や偏見、障がい児が学校へ通うために必要な個々に応じた支援の欠如、障がい児へのリハビリや補助具の不足といったことが挙げられている。ミャンマーにおける不就学率については、障がいがない子どもが 19%であるのに対して、障がい児は 67%とされ、障がいや障がい児が教育を受ける権利への理解不足も課題である。 (イ) 事業地、事業内容選定の理由 ①事業地選定の理由 本事業対象地のカレン州では、2012 年までの約 60 年間におよぶ紛争の結果、安定的な発展から取り残され、福祉・教育などの社会サービスが十分に整備されていない状況が続いている。近年、ミャンマー国内では現地団体による障がい者支援活動が広まっているものの、ヤンゴン地域などの都市部に限られ、カレン州においては大きく不足している。 当会は先行事業の、「カレン州ラインブエ地区における障がい者のための生活環境改善事業（2016 年 9 月～2017 年 8 月）」および「カレン州チャインセチ地区およびライ

ンブエ地区における地域に根差したリハビリテーション事業（2017 年 9 月～2020 年 8 月）」を通じて、支援が行き届かない地方において効果的な障がい者支援手法である、地域に根差した活動の実績・知見を有している。同州の社会的に弱い立場にある人々を支援してきた経験を活かし、後述のパアン地区のより脆弱な状況にある障がい児への支援についても、地域住民が障がい児を支援する体制を作ること、効果的な支援を実施できると考えられる。 2014 年の国勢調査によれば、本事業の対象地であるカレン州パアン地区は、同州で障がい者数が 30,144 人と最も多い地区であり、本事業で支援対象とする障がい児数についても他地区と比べて多いと考えられる。2020 年 3 月現在、パアン地区において障がい児への実質的な支援はほとんど行われておらず、障がい児支援の必要性は極めて高い。 事業地の拠点校の選定にあたっては、カレン州社会福祉局長、パアン地区の行政・教育担当者との協議、村長・校長・教員への聞き取り調査に加え、障がい児、生徒および不就学児の人数やアクセス面や治安面等の状況を考慮し、パアン地区内の 8 校とした。 ②事業内容選定の理由 先行事業において、障がい児とその家族が地域の中で特に脆弱な立場にある実態が明らかとなった。先行事業では、特別教材を用いた学習活動や、地域住民との交流活動、補助具供与・照会支援を通じて、多くの障がい児が教育・社会参加の機会を得た。しかし、教員や障がい児の家族でさえ、障がい児への教育の必要性は理解しているものの、普通学校へ就学するよりも障がい児のみを対象とした特別支援教育の方が適していると考えている場合や、教員が障がい児の指導方法に不安を抱えていることも分かった。また、地域に根差した活動を続ける中で、地域には障がい児以外にも不就学児がおり、脆弱な立場にあることが確認された。 そのため、本事業は先行事業で確立した地域で障がい者を支える体制を基に、人間の多様性を尊重し、障がいの有無に関わらず社会参加の促進を目指すインクルーシブ教育を、地域住民および学校関係者とともに推進する。それにより、障がい児を含むすべての子どもの発達や将来的な自立に不可欠な教育の機会拡大に取り組む。パアン地区ではこうした取り組みは最初の事例となるため、第 1 年次に拠点校 4 校の地域体制を整備し、その実績を基に、第 2 年次は更に 4 校を追加し、インクルーシブ教育を推進する。また、カレン州において本事業の取り組みが活用されるよう、カレン州政府へ提言を行うとともに、援助機関や地域に根差した団体（Community Based Organization、以下 CBO）へも広める。さらに、本事業の手法が同国において関係者によって活用されるよう、社会福祉救済復興省社会福祉局、教育省基礎教育局、現地障がい者支援団体が加盟するミャンマー障がい者連盟、関連援助機関・団体に働きかける。 ●「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性 本事業は、障がい児の社会的包摂およびすべての子どもへの教育の機会提供を推進するものであり、下の目標および細分化ターゲットに該当する。 ・目標 4「すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」 細分化ターゲット 4.5「2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。」 ・目標 10「各国内及び各国間の不平等を是正する」 細分化ターゲット 10.2「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、
--

	宗教あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的、政治的な包含を促進する」					
	ジェンダー 平等	環境援助	参加型開発 ／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災
	0:目標外	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外
	栄養	障害者	生物多様性	気候変動 (緩和)	気候変動 (適応)	砂漠化
	0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
●外務省の国別開発協力方針との関連性 日本国外務省のミャンマーに対する国別開発協力方針は発表されていないものの、外務省資料「日本のミャンマー支援（2015年3月）」内の対ミャンマー経済協力方針において、同国の民主化および国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするための重点分野のひとつとして、「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む。）」が掲げられている。ミャンマーの発展、貧困の削減には、次世代を担う子どもへの教育支援は欠かせず、より脆弱な立場におかれている、地方の障がい児を含む子どもへの教育の機会を拡大する本事業はその方針に合致する。 ●「T I C A D VIおよびT I C A D 7における我が国取組」との関連性 該当なし						
(3) 上位目標	ミャンマーのカレン州におけるインクルーシブ教育の機会が拡大する。					
(4) プロジェクト目標	拠点校における、インクルーシブ教育の体制が強化されるとともに、本事業の取り組みがカレン州社会福祉救済復興省、教育省などの教育政策の政府関係者や支援団体へ普及する					
(4) 今期事業達成目標	(今期事業達成目標) 拠点校4校の地域において、インクルーシブ教育支援活動を推進する体制が整備されるとともに、障がい児への福祉サービス提供が開始される。					
(5) 活動内容	本事業では、カレン州パアン地区の障がい児が通う学校計8校を拠点校として、3年間のインクルーシブ教育支援事業を実施する。拠点校は、第1年次に活動を実施する拠点校4校（パアン地区のパアン市内第3区1校、第9区1校、ウジー区1校、タカウンボー区1校）に加え、他の4校を第1年次に選定する。 第1年次では、拠点校4校において、地域でインクルーシブ教育支援を推進するため、村長、校長、学校関係者、障がい児・子どもの家族から成る地域サポートグループおよびコミュニティボランティアによる体制を整備する。また、教員、コミュニティボランティアを対象にしたインクルーシブ教育研修を行う。さらに、地域における障がい児・不就学児の状況を把握し、地域サポートグループやコミュニティボランテ					

ィア等を通じて、必要に応じた補助具やリハビリなどの福祉サービスを提供する。加えて、新たに拠点校 4 校を選定し、地域サポートグループ設立およびコミュニティボランティア選出を行う。

第 2 年次では、第 1 年次で整備した体制に加えて、教育自助団体を設立し、地域でインクルーシブ教育支援活動を実施するためのモデルを確立する。全ての地域で障がい児を含む子どもを対象とした活動を実施する。第 1 年次に選定する拠点校 4 校については、地域サポートグループやコミュニティボランティアによる活動経験が浅いことから、重点的にフォローアップを実施するとともに、各種合同研修において、他の拠点校 4 校の経験や事例を共有することで、能力強化を図る。

第 3 年次では第 1、2 年次で確立した体制を基に、インクルーシブ教育支援活動が地域住民により継続して実施される体制を整えとともに、カレン州政府への提言に加え、同州の援助機関や CBO および教育政策に携わる関係者へ本事業の取り組みを普及する。

活動 1. 学校のアクセシビリティ向上

1-1 拠点校のバリアフリー改修・整備

第 1～3 年次にかけて、先行事業の経験を活かし、拠点校入口のスロープ、障がい児が利用しやすいトイレ、敷地内の通路を整備して障がい児のアクセシビリティを改善する。第 1 年次には、パアン地区タカウンボー区ノークワー中学校の改修工事を実施する。同校（生徒約 130 人、内障がい児 4 人）では近隣地域よりも多くの生徒が通う学校であるものの、障がい児が敷地内の移動やトイレを利用しづらい状況にある。工事の進捗を管理・監督するため、当会現地職員の土木技師の建設専門家がモニタリングを行い、毎週進捗を確認する。第 2、3 年次にも、残りの拠点校 7 校においてバリアフリー改修工事を実施し、それぞれ前年次の前半に対象となる拠点校および改修工事詳細を決定する。改修工事を実施する学校の選定にあたっては、障がい児が抱えるアクセシビリティに関する困難の度合いや、校舎の新設といった、学校による直近の工事計画の有無を確認する。

竣工後、工事を実施した拠点校において、校長、教員、PTA メンバー、コミュニティボランティア、生徒、地区事務所の担当者を対象にバリアフリー設備の意義や維持管理方法を伝える施設管理研修（対象者 30 人、1 回）を 1 回ずつ実施する。

施設管理研修（各工事实施校半日）では、軽食（1 回×各工事实施校）を提供する。本研修を含む本事業における食事（昼食や軽食）提供の必要性和効果については脚注参照¹。また、本研修では、参加者用に文房具（ペン・A4 コピー用紙など）を配布する予定であり、本研修を含む本事業の他の活動においても同様である（詳細、必要性については脚注参照）²。

¹ 本事業では、施設管理研修、介助者研修、地域サポートグループオリエンテーション、コミュニティボランティア選出ワークショップ、地域サポートグループ行動計画ワークショップ、障がい児・不就学児情報リスト管理研修、相談支援研修、インクルーシブ教育研修、基礎教育自助団体教育研修、啓発研修、シンポジウムにおいて、食事（軽食・昼食）を提供する。各研修・オリエンテーション・ワークショップ・シンポジウムの参加者は、自宅などから会場へ移動して参加する。研修の間、半日につき休憩を 1 回含めて軽食を提供し、貴館が 1 日間の場合は昼食を 1 回提供することで、参加者が集中力を維持して効果的に研修内容を学ぶことが期待できる。また、ミャンマーでは、研修などを実施する際、主催者が、日程が半日の場合は軽食 1 回、1 日の場合は軽食 2 回（午前・午後 1 回ずつ）および昼食が提供されており、本事業でもこうした現地の慣習に沿って対応する。

² 本事業では、施設管理研修、介助者研修、地域サポートグループオリエンテーション、コミュニティボランティア選出ワークショップ、地域サポートグループ行動計画ワークショップ、障がい児・不就学児情報リスト管理研修、相談支援研修、インクルーシブ教育研修、基礎教育自助団体教育研修、啓発研修、行政職員オリエンテーション・活動報告会、シンポジウムにおいて、活動用資材として、研修内のグループワーク用の文房具に加え、参加者が研修中に使用するための文房具として、ペン・メモ用 A4 コピー用紙、クリアファイルなど（配布資料が多い場合はファイルを含む）を配布予定である。ミャンマーでは、研修やワークショップなどで講義やグループワーク、協議を行う場合は、主催者が参加者へ最低限の文房具を用意しており、本事業でも同国の慣習に沿う。また、当会がカレン州で研修・ワークショップ等を実施する際、ノートやペンを持参しない者も多いことから、参加者が研修の学びを振り返ることができるようにするために必要最低限の参加者配布用の文房具を調達する。

1-2 インクルーシブな図書・学習室の整備

カレン州では、不就学障がい児へ集団生活への適応訓練を提供して就学を支援するための施設は存在しない。そのため拠点校の内 4 校において、不就学障がい児が遊びや学習を通して挨拶、規則を守るといった活動に力を入れ、周辺の拠点校が取り組みを学ぶためのモデル校とする。第 1 年次よりモデル校 4 校の選定を進め、第 2、3 年次においてモデル校内の敷地を活用して、生徒および障がい児を含む不就学が利用可能な図書・学習室を建設する。絵本や特別学習教材を供与し、後述の教育自助団体による不就学障がい児への特別学習活動を実施する。また、教育自助団体が中心となり、不就学障がい児が生徒と交流する機会を創出し、不就学障がい児の社会性向上および生徒の障がい理解促進を通じて、障がい児が就学しやすい学校環境づくりを目指す。

図書・学習室の建設に当たっては、上述のバリアフリー改修・整備と同様に、当会現地職員の建築専門家が毎週進捗を確認・管理する。モデル校の教員および教育自助団体が施設の管理をおこなう。

1-3 障がい児への福祉サービスの提供

インクルーシブ教育を推進するためには、障がい児が適切なリハビリ・補助具・治療といった福祉サービスを受けて生活範囲を拡大させ、教育へのアクセスを向上することが大変重要である。本事業では、後述の障がい児・不就学児情報リストに基づき、第 1 年次より理学療法士の当会現地職員が障がい児の家庭を個別訪問し、必要な福祉サービスを確認し提供する。補助具が必要な障がい児については、後述の地域サポートグループへ補助具を供与し、地域サポートグループから障がい児へ貸与する。貸与後は理学療法士の当会現地職員が補助具の管理・使用状況を定期的に確認する。また、第 2、3 年次には後述のコミュニティボランティア、ヘルスワーカー、障がい児の家族に対して介助者研修を実施し、障がい児の着替えや食事、トイレの使い方といった日常生活動作の練習方法、補助具の適切な使用・管理方法、医療機関などへの照会方法を指導する。介助者研修は、第 2、3 年次に、後述の障がい児・不就学児情報リスト管理研修、相談支援研修、啓発研修と合同で開催予定（計 3 日間）であり、昼食（1 回×3 日間）と軽食（2 回×3 日間）を提供する。

活動 2. インクルーシブ教育支援活動実施体制の確立

2-1 地域サポートグループの設立およびコミュニティボランティアの選出、地域サポートグループによる教育に関する協議の実施

拠点校 8 校がある各村・区画においてインクルーシブ教育支援活動を推進するため、第 1 年次に地域サポートグループを設立するとともにコミュニティボランティアを選出する。地域サポートグループは、村長・区画長、校長、PTA メンバーといった村の主要関係者や、障がい児・子どもとその家族、後述のコミュニティボランティアなど約 5～11 名で構成され、各村でインクルーシブ教育支援に関する行動計画策定・進捗管理を担う。コミュニティボランティアは、障がい児・子どもの家族、地域住民を対象に各村・区画で約 3～5 名選出し、地域サポートグループの主導の下、各村・区画において諸活動の実施や課題解決に取り組む。

地域サポートグループメンバーおよびコミュニティボランティアを選出する際には、子ども・障がい児の権利、子どもの保護、教育の重要性、地域に根差した障がい者支援活動の知識を伝えるオリエンテーション・ワークショップを各村で 1 回ずつ実施し、立候補者の中から適性を考慮する。

ベースライン調査・個別訪問により、地域の障がい児および不就学児の実態を把握した後、障がい児・不就学児情報リストを作成する。同リストで整理された課題を基

に、毎年次、地域サポートグループは年間の行動計画を策定して 3 ヶ月毎の定期会合で進捗確認や課題解決の協議を行うとともに、同リストをコミュニティボランティアが管理できるように、地域サポートグループ行動計画策定ワークショップおよびコミュニティボランティア選出ワークショップを各村で 1 回ずつ、障がい児・不就学児情報リスト管理研修を各地区で 1 回ずつ、当会職員が実施する。

第 2、3 年次に実施する地域サポートグループ行動計画策定ワークショップや障がい児・不就学児情報リスト管理研修では、それぞれ外部講師を約 2 人招く。外部講師については、いずれも先行事業「カレン州チェーンセチ地区およびラインブエ地区における地域に根差したリハビリテーション事業（2017 年 9 月～2020 年 8 月）」の関係者を招く。地域サポートグループ行動計画策定ワークショップにおいては、同先行事業の地域主要関係者によるグループ（GBR 委員会）メンバーとして、地域の障がい者のニーズ分析に基づく障がい者支援の計画策定および振り返りに従事していた者 2 人（教員、ヘルスワーカー、障がい当事者などから選定）を招く。障がい児・不就学児情報リスト管理研修については、同先行事業のコミュニティボランティアとして、障がい者の生活状況の聞き取り調査やニーズ分析、支援計画の策定を実施した者 2 人（障がい当事者やその家族、地域住民などから選定）を招聘する。それにより、先行事業における、村長や校長といった地域の主要関係者を主体とした障がい者支援を主導する取り組みや、障がい当事者または地域住民による障がい者への支援実施に関するノウハウを本事業の取り組みへ活かす。

第 1 年次には、拠点校 4 校（パアン地区のパアン市内第 3 区 1 校、第 9 区 1 校、ウジー区 1 校、タカウンボー区 1 校）において、地域サポートグループ設立、コミュニティボランティア選出、ベースライン調査・個別訪問、不就学児情報リスト作成、行動計画策定を先行して実施する。第 1 年次前半において、更に拠点校 4 校を選定し、第 1 年次中に地域サポートグループ設立、コミュニティボランティア選出、ベースライン調査・個別訪問を実施する。不就学児情報リストの作成や行動計画の策定といった活動については、第 2 年次に実施する。第 1 年次に拠点校 4 校を選定する際は、パアン地区教育担当者およびカレン州社会福祉局からの障がい児が在籍する学校の情報を基に、各校を訪問して校長・教員・村長による関心の度合い、障がい児の数や就学状況、学校施設や設備の状況や地域の不就学児の情報を収集の上、確認・検討する。

地域サポートグループオリエンテーション（各村半日）、コミュニティボランティア選出ワークショップ（各校半日）では、それぞれ軽食（各校 1 回）を提供する。地域サポートグループ行動計画ワークショップについては、第 1、2 年次（各村半日×2 回）では軽食（各村 1 回×2 回分）を、第 3 年次（1 日）では昼食（1 回×1 日間）、軽食（2 回×1 日間）を提供する。障がい児・不就学児情報リスト管理研修については、第 1 年次には、後述の相談支援研修、啓発研修と合同で開催予定（計 3 日間）であり、昼食（1 回×3 日間）と軽食（2 回×3 日間）を提供する。第 2、3 年次については、1-3 で記載のとおり。

2-2 障がい児・不就学児への家庭訪問を通じた相談支援の実施

障がい児および不就学児の実態を把握し、教育機会の拡大へとつなげるため、第 2 年次より家庭訪問を通じた相談支援を開始する。相談支援はコミュニティボランティアが主体となって実施し、教育の重要性に関する啓発を実施するとともに、障がい児および不就学児とその家族が抱える課題や悩みを聞き取り、地域サポートグループや学校関係者と協議し、解決を図る。家庭訪問は、各地域の障がい児および不就学児一人ひとりに対して少なくとも年に 1 回実施する。また、コミュニティボランティアが傾聴・インタビューの進め方、ケースマネジメントの知識・技術を修得・向上するため、毎年次、相談支援研修を実施する。相談支援研修については、1-3、2-1 で記載の通り、

昼食・軽食を提供する。

2-3 教員、コミュニティボランティアへのインクルーシブ教育研修の実施

インクルーシブ教育を促進するため、教員、コミュニティボランティアを対象に、インクルーシブ教育研修を毎年次 1 回実施する。インクルーシブ教育活動の実績がある外部講師を招き、各拠点校の教員約 3 名およびコミュニティボランティアへ、インクルーシブ教育の概念や障がい児とのコミュニケーション方法や指導方法を伝える。本研修は 3 日間の日程で開催予定であり、昼食（1 回×3 日間）と軽食（2 回×3 日間）を提供する。

2-4 教育自助団体の設立

後述の特別学習活動とインクルーシブな課外活動の担い手として、第 2 年次に各村・区画において教育自助団体を設立する。教育自助団体については、障がい児を含む子どもの家族、障がい者、地域住民、拠点校学生の中から希望者を対象に選出する。自助団体設立前には外部講師による自助団体設立研修を実施し、インクルーシブ教育活動の重要性、自助団体の意義、組織運営などに関して伝えた後、各自助団体のメンバー約 7～20 名を選出する。メンバーの内、学生については、中学校学齢期（12～14 歳）以上の生徒から校長・教員の協力を得て選出するとともに、リーダーシップ研修を実施して障がいやリーダーシップ、活動の実施方法を伝える。教育自助団体研修は、第 2 年次（3 日間）は昼食（1 回×3 日間）、軽食（2 回×3 日間）を提供し、第 3 年次（1 日間）では昼食（1 回×1 日間）、軽食（2 回×1 日間）を提供する。リーダーシップ研修（各校半日）では、それぞれ軽食（各校 1 回）を提供する。

2-5 障がい児への特別学習活動の実施

教育自助団体が中心となり、本事業で整備するインクルーシブな図書・学習室または地域の集会所などを活用して、未就学および不就学障がい児が教育の機会を得られるよう、第 2 年次より特別学習活動を実施する。絵本やパズルなどの特別学習教材を活用した学習に加え、買い物や手洗いといった障がい児の自立につながる内容も含め、各村・区画において平均月 1 回程度実施する。特別学習活動を通じて、障がい児が人間関係作りや協調性といった社会性を学ぶ他、障がい者の家族が交流して地域において孤立するのを防ぐ。

活動 3. 障がい理解促進およびインクルーシブな課外活動の実施

3-1 インクルーシブ教育啓発研修の実施

地域住民へ、インクルーシブ教育に関する啓発活動を実施するに当たり、毎年次、実施主体となるコミュニティボランティアや、PTA メンバーなどの拠点校関係者も対象に啓発研修を実施する。啓発研修では、啓発活動での説明の仕方やプレゼンテーション能力向上のためのポイントなどを伝える。本研修では、1-3、2-1 で記載の通り、昼食・軽食を提供する。

3-2 インクルーシブ教育啓発活動の実施

上述の啓発研修を受講したコミュニティボランティアおよび PTA メンバーなどの拠点校関係者が、地域サポートグループの協力の下、第 2 年次より障がい児を含む子どもの家族および拠点校生徒へ啓発活動を実施する。障がい児を含む子どもの家族を対象に、子ども・障がい児の権利、子どもの保護、教育の重要性、インクルーシブ教育に関する知識の他、本事業の目的と取り組みを周知する。拠点校生徒に対しては、障がい・補助具体験などを通じて、障がい児の日常・学校生活を支える方法を教示する。啓

	発活動は、各拠点校の障がい児を含む子どもの家族および生徒に対して、それぞれ年 1 回以上実施する。また、啓発活動の効果を高めるため、パンフレット、冊子、ノート、ポスターなどの啓発資料を作成し、配布する。 3-3 インクルーシブ課外活動の実施 障がい児および不就学児が地域の子どもたちと学び合いながら交流することを目的に、第 2 年次より課外活動を実施する。教育自助団体が主体となり、コミュニティボランティアの協力の下、PTA メンバーなどの拠点校関係者とともに活動を実施する。活動の内容は、衛生啓発や栄養、地域清掃、民族舞踊、年中行事、国際障がい者の日や世界こどもの日のイベントや式典などとし、本活動開始後、各拠点校において平均月 2～3 回程度実施する。 <u>活動 4. インクルーシブ教育支援活動の普及</u> 4-1 カレン州政府、拠点地域の地区、区行政への成果報告 本事業の成果を、カレン州社会福祉局および基礎教育局、地区教育担当者約 15 名を対象に毎年 1 回報告会を実施し、行政関係者のインクルーシブ教育の理解を促進する。本報告会は半日の日程で実施予定であり、各回につき軽食（1 回）を提供する³。 4-2 インクルーシブ教育ハンドブックの作成 本事業の取り組みが、地域でインクルーシブ教育を実践するためのモデルとして活用されることを目指し、第 3 年次において本事業の手法や成果をまとめたハンドブックを 200 部作成し、カレン州社会福祉局および基礎教育局、援助機関、障がい者支援団体、CBO を対象に、ワークショップまたは担当者への個別訪問を通じて配布する。 4-3 障がい児を含む子どもの教育支援に関するシンポジウム実施・提言 カレン州においてインクルーシブ教育支援が促進されるよう、第 3 年次において、政府機関、援助機関・団体、CBO・障がい児の親など計 50 名を招き、障がい児を含む子どもの教育に関するシンポジウムをパアン市内で 1 回開催する。本事業の成果や関係者による活動紹介や課題を協議し、シンポジウム後に提案書としてまとめてカレン州社会福祉局および基礎教育局へ提出する。本シンポジウムは 1 日間の日程で開催予定であり、昼食（1 回）と軽食（2 回）を提供する。 さらに、カレン州のみならず、同国で教育政策に携わる関係者に対して、本事業の手法が地方におけるインクルーシブ教育支援活動のモデルとして活用されるよう、社会福祉救済復興省社会福祉局、教育省基礎教育局、現地障がい者支援団体のネットワーク団体である、ミャンマー障がい者連盟、障がい児教育に関連する援助機関・団体のワーキンググループ、主要な障がい者支援団体のグループへ、個別に訪問または定期会合でハンドブックを用いた説明や活動紹介を通じて理解度の向上を図る。 裨益人口 合計裨益者数）約 26,300 人 直接裨益者）障がい児 約 50 人、不就学児 約 20 人、拠点校生徒 約 2,750 人 間接裨益者）障がい児・不就学児・拠点校生徒の家族 約 11,280 人、 地域住民 約 12,200 人
(6) 期待される成果と成果	【事業により期待される成果】 1 学校のアクセシビリティ向上 【成果 1】各拠点校において、障がい児を含む子どもの教育へのアクセスが改善され

³ 行政への活動報告会では、ミャンマーにおいて、行政関係者を対象とした集会では、日程が半日の場合は主催者が軽食（1 回）を提供しており、本活動でもこうした現地の慣習に沿って対応する。

を測る指標	る。 【指標】1-1 改修工事を実施した学校へ就学する障がい児の内、80%以上⁴が「学校の利便性が向上した」と回答する〔第1-3年次〕 1-2 インクルーシブな図書・学習室を整備する拠点校4校（モデル校）の地域において、障がい児の85%以上⁵が「学校へ通学するまたは拠点校内の図書・学習室で実施する特別学習活動へ参加する」〔第2-3年次〕 1-3 地域サポートグループやコミュニティボランティア等を通じて、不就学児を含む障がい児へ、必要に応じた補助具、リハビリなどの福祉サービスの提供が開始される〔第1-2年次〕 1-4 不就学児を含む障がい児の80%以上⁶へ、地域サポートグループやコミュニティボランティア等を通じて、必要に応じた補助具、リハビリなどの福祉サービスが提供される〔第2-3年次〕 【確認方法】工事記録、障がい児へのインタビュー、障がい児・不就学児情報リスト 2 インクルーシブ教育支援実施体制の確立 【成果2】地域住民により、インクルーシブ教育を支える仕組みが整備される 【指標】2-1 地域サポートグループおよびコミュニティボランティアが行動計画に基づき活動を開始する〔第1-2年次〕 2-2 地域サポートグループにより、教育に関する協議が3ヵ月毎に実施される〔第2-3年次〕 2-3 コミュニティボランティアにより、障がい児・不就学児情報リストが年に1回以上更新される〔1-3年次〕 2-4 各拠点校の地域において、障がい児および不就学児への家庭訪問を通じた定期的な相談支援が開始される〔第2年次〕 2-5 インクルーシブ教育研修参加者の確認テスト平均正答率が80%以上⁷となる〔第1-3年次〕 2-6 各拠点校の地域において、教育自助団体による定期的な障がい児への特別学習活動が開始される〔第2年次〕 【確認方法】活動記録、相談支援実施記録、障がい児・不就学児情報リスト、研修後の確認テスト結果 3 地域住民の障がい理解促進およびインクルーシブな課外活動の実施 【成果3】地域住民のインクルーシブ教育への理解が向上する 【指標】3-1 啓発研修参加者の確認テスト平均正答率が80%以上⁸となる〔第2-3年
--------------	--

⁴ 当会が過去にカレン州で実施した事業では、小学校のバリアフリー化改修工事後、93%の生徒が「バリアフリースイッチが障がい児にとって利便性が高い」と回答し、小学校の敷地内に整備した通路は96%の生徒が「利便性が高い」と回答した。本事業地で医療施設および集会所のバリアフリー化改修工事の実績はないものの、過去事業と同程度の成果を目指すこととし、指標を80%以上と設定した。

⁵ 2014年にミャンマー政府が実施した国勢調査によれば、障がい者の内、重度の機能障がいがあるものの割合は約9%に当たる。本指標では、軽・中度の機能障がいがあると見込まれる障がい児約91%を主な対象とし、対象校において何らかの教育の機会を得ることを目標とする。ただし、先行事業による諸活動を通じて、障がい児の教育の機会を阻む要因として、家族の中で介助者がいないため通学が困難などの外部要因も挙げられることから、軽・中度の機能障がいがあると見込まれる障がい児数の割合をやや下回る値を目標値とした。

⁶ 当会が過去にカレン州で実施した事業における類似指標、「障がい者の80%以上が過去12ヵ月以内に必要な生活動作に関する助言や指導、カウンセリングを受けた」と回答する」および「障がい者の80%以上が適切な補助具を利用できている」と回答する」において、3年事業の2年次終了時点において、それぞれ達成度は68%および94%であった。3年次終了時には両指標の達成が見込まれることから、本事業では同程度の成果を目指すこととし、指標を80%以上と設定した。

⁷ 当会が過去にカンボジアで実施した事業では、教員を対象としたインクルーシブ教育研修後に実施した確認テストの正答率は80%以上であった。本事業では同事業と同程度の成果を目指すこととし、指標を80%以上と設定した。

⁸ 当会が過去にカンボジアで実施した事業の類似指標、学校、地域、障がい児家族の代表から成るインクルーシブ教育推進部会メンバーを対象としたインクルーシブ教育に関する研修（3回）における「研修後の確認テストの平均正答率が80%以上となる」において、各研修後の正答率は99%、83%、94%であった。本事業では同事業と同程度の成果を目指すこととし、指標を80%以上と設

	次] 3-2 啓発活動参加者への障がい児、子どもの権利に関する確認テスト平均正答率が 70%以上⁹となる [第 2-3 年次] 3-3 各拠点校において、インクルーシブな課外活動を通じて、障がい児および不就学児が地域の子どもと交流する機会が定期的に設けられるようになる [第 2 年次] 【確認方法】研修後の確認テスト結果、地域住民へのインタビュー（サンプリング調査）、活動記録 4 インクルーシブ教育支援活動の普及 【成果 4】インクルーシブ教育支援活動が普及する 【指標】4-1 カレン州社会福祉局および基礎教育局へ、ハンドブックおよびシンポジウムの内容を基にした提案書が提出される [第 3 年次] 【確認方法】ハンドブック配布記録、提案書
(7) 持続発展性	<u>事業の持続性</u> 本事業は、先行事業から得られた「地域資源を活用して地域全体で障がい者が抱える課題に取り組む体制」を構築するノウハウを基に、インクルーシブ教育を支える体制を整備する。各拠点校の村において、村長・区画長、拠点校校長、教員、PTA メンバー、障がい児と子どもの家族、子どもといった幅広い関係者を活動の推進・実施主体とし、地域に根差した取り組みを進めることで、事業の持続性を見込むことができる。 <u>事業の発展性</u> カレン州においてインクルーシブ教育支援活動を促進するため、ハンドブック制作およびシンポジウム開催を通じて、カレン州社会福祉局および基礎教育局、援助機関、障がい者支援団体、CBO へ本事業の取り組みを広める。カレン州社会福祉局および基礎教育局に対しては、提案書も提出する。さらに、同国の教育政策関係者である、社会福祉救済復興省社会福祉局、教育省基礎教育局、現地障がい者支援団体が加盟するミャンマー障がい者連盟、関連援助機関・団体によるグループへも働きかけ、本事業が地方におけるインクルーシブ教育支援活動のモデルとして広く活用されることを目指す。

定した。

⁹ 当会が過去にカンボジアで実施した事業の類似指標、「事後モニタリング調査対象住民の 6 割以上が対象校の取り組みや IE の重要性について理解する」において、事業内容を理解している地域住民は 91%であった。本事業では同事業を上回る 70%を指標とすることとした。